

# 災害廃棄物処理等協力マニュアル

本マニュアルは、平成18年7月20日に一般社団法人山口県産業廃棄物協会(以下「協会」という。)と山口県(以下「県」という。)が締結した「災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、協会及びその会員が災害廃棄物を適正かつ早期に処理するために必要な事項を定めたものである。

## 第1章 協力及び連絡の体制

災害廃棄物の処理に係る協力要請について、協会内の役割分担及び手順を次のとおりとする。

### 1 協力体制

#### (1) 事務局の任務

##### ア 総括的事項

協会の事務局(以下「事務局」という。)は、災害廃棄物処理等への協力が円滑に行われるよう、会長の指示を受けながら、本マニュアルを運用する。また、災害廃棄物処理等に必要な情報を入手し、関係者にその情報を提供するよう努める。

##### イ 会員情報の把握

事務局は、正会員を対象として、災害廃棄物処理等への協力の可否及び提供可能な資機材について、定期的に調査を行う。

##### ウ 情報提供等

事務局は、協会の支部・会員に必要な情報提供、連絡調整及び助言を行うとともに、県、市町及びその他の関係者との連絡調整も行う。

#### (2) 支部の体制

協会の支部長(以下「支部長」という。)は、副支部長と協議して予め地域責任者を選任する。ただし、支部長又は副支部長が一部の地域責任者を兼ねることができる。

#### (3) 協力会員リストの作成及び市町への依頼

##### ア 協力会員リストの作成

事務局は、前記(1)のイにより得られた調査結果に基づき、「災害廃棄物処理等協力会員リスト」(以下「協力会員リスト」という。)を作成し、支部、県及び市町と情報の共有を図る。

##### イ 市町への依頼

事務局は、協力会員リストを市町に提供するときは、「災害廃棄物処理等協力会員指名留意事項(別紙1)」(以下「留意事項」という。)を添付し、協定に基づく協力が必要となる事態が生じたときは、この留意事項に基づいて会員の指名を行うよう、予め市町に依頼する。

### 2 連絡体制

支部長は、「災害廃棄物処理等連絡網(別紙2)」を参考にして、支部設置規程「管轄」内の連絡網を作成・改定し、その都度、支部役員及び地域責任者に通知するとともに、事務局に報告する。

## 第2章 会員の指名及び業務等

災害廃棄物の処理に係る協力要請が行われた以降の手順を次のとおりとする。

### 1 会員の指名等

#### (1) 会員の指名

事務局は、協定第3条の規定に基づいて協力要請があったときは、要請を行った市町(以下「要請市町」という。)に対し、予め提供している協力会員リスト及び留意事項により協力を求める会員を指名するよう依頼する。

#### (2) 指名状況の報告

要請市町は、指名した会員(以下「指名会員」という。)を、その都度、事務局に報告する。報告を受けた事務局は、直ちに関係支部長と情報の共有を図る。

#### (3) 指名会員への確認等

前記(2)の情報をを受けた支部長は、直ちに当該会員に指名の有無等を確認するとともに、併せて本マニュアルに従って行動するよう指示する。

### 2 指名会員の業務等

#### (1) 支部長への報告

指名会員は、直ちに所属支部長に対応状況等を報告する。

#### (2) 委託契約

ア 指名会員は、委託契約の締結時期、委託金額の算出、処理等の方法などについて、要請市町の指示に従う。

イ 指名会員と要請市町は、「災害廃棄物収集運搬委託契約書(別紙3)」、「災害廃棄物処分委託契約書(別紙4)」及び「暴力団排除に関する誓約書(別紙5)」を参考に、委託契約書を作成する。

ウ 指名会員が行う業務は、当該委託契約書に基づき業務を委託した要請市町(以下「委託市町」という。)の費用負担のもとに実施する。

#### (3) 市町の指揮下

指名会員は、委託市町の指揮下に入り、その指示に従って災害廃棄物の処理等を行うが、特に次の点に留意するものとする。

ア 労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期すること。

イ 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

ウ 委託市町と連携を図り、災害廃棄物の再利用及び再資源化のため、その分別に努めること。

#### (4) 疑義等

指名会員は、災害廃棄物の処理等に従事する過程で疑義が生じたときは、所属支部長に相談する。所属支部長は、当該疑義その他の事項について必要があると認めるときは事務局と協議する。

### 第3章 業務日報、完了報告及び実施報告

作業日報は、災害廃棄物の処理状況の把握、その後の費用算出の根基となる重要資料であり、また、委託市町と受託者の共通認識を持つためにも作成を要するものである。

#### 1 業務日報

##### (1) 業務日報の作成

指名会員は、委託された災害廃棄物の処理を開始した日から処理等を終了した日までの間、業務内容を「業務日報（様式第1）」に記録し、毎日の業務終了後に委託市町の現場責任者から確認署名を受ける。

なお、委託市町から業務日報の様式が示された場合は、その様式に従って記録する。

##### (2) 業務日報の提出

指名会員は、業務日報を従事した日の翌日の正午までに、委託市町の担当部局及び所属支部長にFAX又は電子メールにより提出する。

#### 2 完了報告

##### (1) 完了報告書の作成・提出

指名会員は、委託市町から委託された業務を完了したときは、業務日報を集計して「業務完了報告書（様式第2）」（以下「完了報告書」という。）を作成し、所属支部長に提出する。

なお、委託市町への完了報告書の提出は、当該市町の指示に従う。

##### (2) 完了報告書の事務局への提出

所属支部長は、支部内の全指名会員から提出された完了報告書を取りまとめ、事務局に提出する。

#### 3 実施報告

事務局は、関係支部長から提出された完了報告書の内容をもとに、「災害廃棄物処理等実施報告書（様式第3）」を作成し、協定第6条の規定に基づいて県へ報告する。

平成18年9月28日策定

平成19年6月14日一部改正

令和6年6月3日一部改正

## 災害廃棄物処理等協力会員指名留意事項

山口県と締結した災害廃棄物の処理等の協力に関する協定(以下「協定」という。)に基づく会員の指名が円滑に行われるために、市町において留意していただきたい事項を定めます。

### 《指名方法》

#### 原則Ⅰ

- 1 協力会員リストの区分1「自社の直接被害がなければ即協力可能」の会員から優先的に指名してください。
- 2 上記1を超えて対応が必要な場合は、協力会員リストの区分2「自社の業務が落ち着いた段階で協力可能」の会員に指名の範囲を広げてください。

#### 原則Ⅱ

①→④の区分に沿って指名の範囲を拡大しますが、各区分ごとに原則Ⅰを踏襲します。

#### 手順

①において、まず協力会員リストの区分1「自社の直接被害がなければ即協力可能」の協力会員から優先的に指名し、さらに協力が必要な場合は、協力会員リストの区分2「自社の業務が落ち着いた段階で協力可能」の協力会員から指名します。以下同じ手順で②③へと進んでいきます。

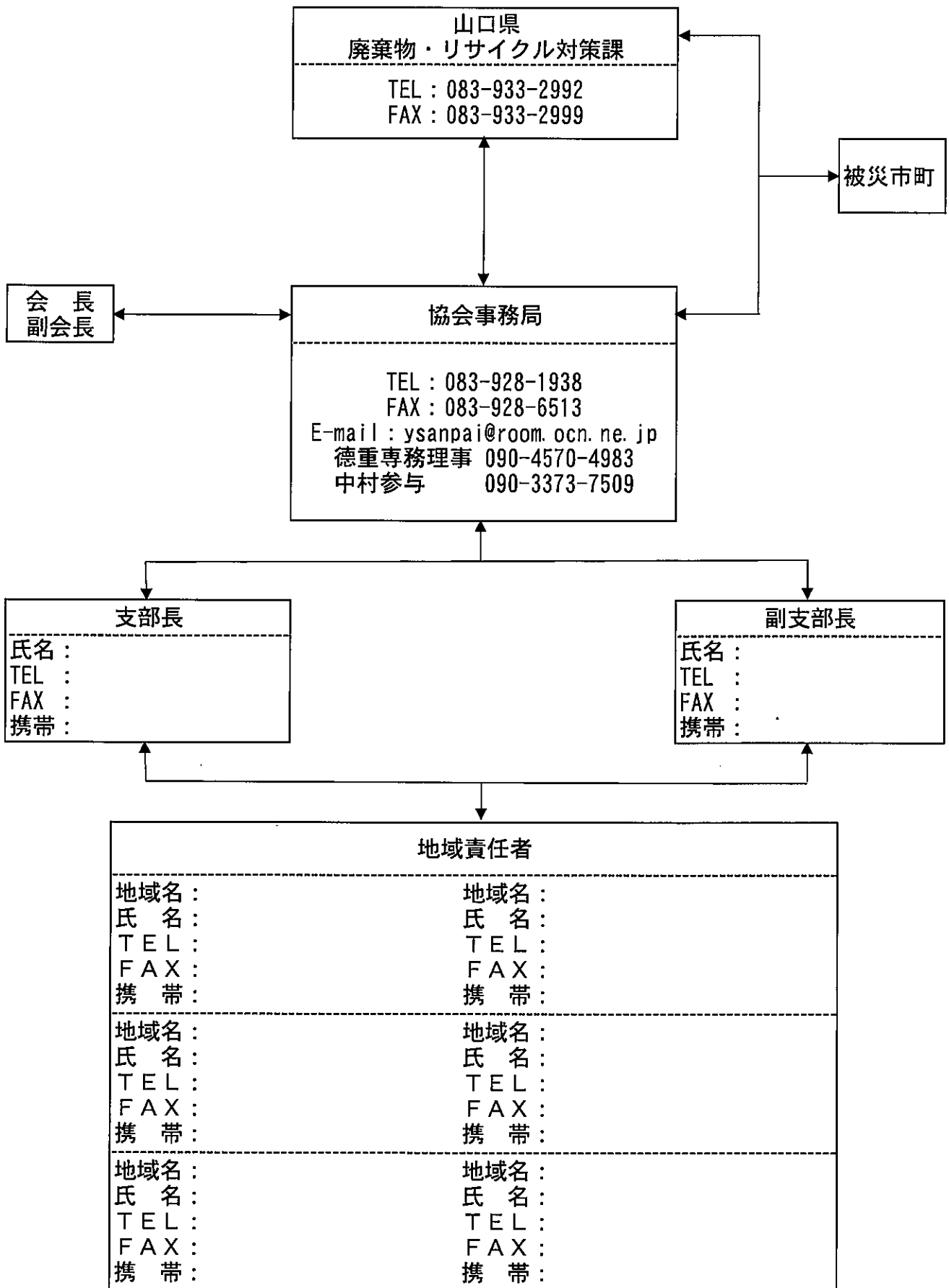
- ① 被災市町に所在する協力会員
- ↓
- ② 被災市町に隣接する市町に所在する協力会員
- ↓
- ③ 協会支部内の①②以外の市町に所在する協力会員 ※柳井支部のみが該当
- ↓
- ④ 隣接する協会支部等に協力を要請

災害の規模が大きいなどの理由により、被災市町を管轄する支部の会員のみでは協力が不足する場合又は災害廃棄物の処分を他支部が管轄する会員に依頼する必要が生じた場合などには、協会事務局が調整に当たりますので、被災市町は山口県廃棄物・リサイクル対策課を通じて、速やかに要請を行ってください。

### 《協会支部の管轄市町》

岩国支部	岩国市、和木町	宇部支部	宇部市、美祢市、山陽小野田市
柳井支部	柳井市、周防大島町、上関町 田布施町、平生町	下関支部	下関市
周南支部	下松市、光市、周南市	長門支部	長門市
山口支部	山口市、防府市	萩支部	萩市、阿武町

## 災害廃棄物処理等連絡網



## 災害廃棄物収集運搬委託契約書

委託者 委託市町(被災市町) (以下「甲」という。) と受託者 協力要請受託会員 (以下「乙」という。) は、甲の区域内で発生した災害廃棄物の収集運搬について、次のとおり委託契約を締結する。

## (目的)

第1条 甲は、乙に令和 年〇〇〇〇 (災害の名称。例：台風〇〇号) により発生した災害廃棄物 (以下「災害廃棄物」という。) を第13条で定める期間内に適正に処理する業務を委託する。

## (許可の確認)

第2条 乙は、この契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。) に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

## (災害廃棄物の種類及び数量)

第3条 甲が、乙に対し収集運搬を委託する災害廃棄物の種類及びその数量は次のとおりとする。

種 類	数 量 (トン・m <sup>3</sup> )

## (処分業者)

第4条 甲は、甲の区域内に発生した災害廃棄物について、別途処分業者と処分委託契約を締結し、乙に当該処分業者に係る事項を通知するものとする。

## (積替・保管の禁止)

第5条 乙は、第1条により甲から委託された業務 (以下「委託業務」という。) における災害廃棄物を、積替又は保管することなく、甲が指定した運搬先に運搬しなければならない。

## (再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、廃掃法施行令第4条第3号による場合を除く。

## (業務完了報告)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

## (事故責任等)

第8条 甲は、甲が委託する災害廃棄物の取扱いに必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して乙の業務に重大な支障が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、甲から通知された災害廃棄物の取扱いに必要な情報に基づき、細心の注意を払って収集運搬を適正に行わなければならない。

- 3 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に委託業務を履行するものとする。特に、労働安全関係法規及び交通関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。
- 4 収集運搬作業の際に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

(委託料)

- 第9条 甲は、委託業務の実施に要する費用として、委託料金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により、委託料の110分の10に相当する額である。

(機密保持)

- 第10条 甲又は乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。ただし、公表する必要がある場合で相手方の文書による許諾があったときは、この限りでない。

(契約の解除)

- 第11条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づく災害廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で収集運搬した後でなければ、この契約を解除できない。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

(委託期間)

- 第13条 この契約の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者  
住 所  
氏 名 印

(乙) 受託者  
住 所  
氏 名 印

## 災害廃棄物処分委託契約書

委託者 委託市町（被災市町）（以下「甲」という。）と受託者 処分受託会員（以下「乙」という。）は、甲の区域内で発生した災害廃棄物の処分について、次のとおり委託契約を締結する。

## （目的）

第1条 甲は、乙に令和 年〇〇〇〇（災害の名称。例：台風〇〇号）により発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を第12条で定める期間内に適正に処分する業務を委託する。

## （許可の確認）

第2条 乙は、この契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

## （災害廃棄物の種類及び数量）

第3条 甲が、乙に対し処分を委託する災害廃棄物の種類及びその数量は次のとおりとする。

種 類	数 量 (ト・m <sup>3</sup> )

## （収集運搬業者）

第4条 甲は、甲の区域内で発生した災害廃棄物について、別途収集運搬業者と収集運搬委託契約を締結し、乙に当該収集運搬業者に係る事項を通知するものとする。

## （再委託の禁止）

第5条 乙は、第1条により甲から委託された業務（以下「委託業務」という。）を第三者に委託してはならない。ただし、廃掃法施行令第4条第3号による場合を除く。

## （業務完了報告）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

## （事故責任等）

第7条 甲は、甲が委託する災害廃棄物の取扱いに必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して乙の業務に重大な支障が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、甲から通知された災害廃棄物の取扱いに必要な情報に基づき、細心の注意を払って処分を適正に行わなければならない。

3 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に委託業務を履行するものとする。特に、労働安全関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。

4 処分作業の際に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。



(委託料)

第8条 甲は、委託業務の実施に要する費用として、委託料金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により、委託料の110分の10に相当する額である。

(機密保持)

第9条 甲又は乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。ただし、公表する必要がある場合で相手方の文書による許諾があったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づく災害廃棄物の処分を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処分した後でなければ、この契約を解除できない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

(委託期間)

第12条 この契約の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者

住 所

氏 名

印

(乙) 受託者

住 所

氏 名

印

## 暴力団排除に関する誓約書

- 私（個人の場合）
- 当社（法人の場合）
- 当団体（団体の場合）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

契約等の相手方として不適当な者

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- 6 前記1から5に該当する者の依頼を受けていると認められる者

令和 年 月 日

（市町の長） 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

様式第1

# 業務日報

事業所名：

市町担当職員 確認署名						業 務 内 容	従事地域：		
業 務 日		年 月 日 ( )					従事内容：		
作 成 者 職・氏名									
現地業務開始時刻		時 分		現地業務終了時刻		時 分			
業務従事者数		全日 人		半日 人		(その他 時間 人)			
使 用 し た 資 機 材	ダ ン プ	区分	普通	深箱	ユニック	その他	バ ッ ク ホ ー ル	容 量	使用台数
		2 t	台	台	台	台		0.2m <sup>3</sup>	台
		4 t	台	台	台	台		0.4m <sup>3</sup>	台
		10 t	台	台	台	台		0.7m <sup>3</sup>	台
		t	台	台	台	台		m <sup>3</sup>	台
		t	台	台	台	台		m <sup>3</sup>	台
そ の 他	資機材の名称		内 訳 (種類、容量など)						
特記事項									

※業務終了日ごとに、現地で指揮に当たっている市町職員の確認署名を受けること。

## 業務完了報告書

一般社団法人山口県産業廃棄物協会 支部長 様

事業所名

代表者氏名

印

災害廃棄物の処理等の業務を完了したので、次のとおり報告します。

項 目	内 容
担当責任者 及び連絡先	事業所名： 役職及び氏名： 事業所所在地： 連絡先TEL： FAX：
災害廃棄物処理等 を実施した市町名	
業務の種別	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 処分
処理等の内容 処理物の種類及び処理量 の概数	
処理等に従事した 人員、車両 その他の資機材	
災害廃棄物処理等に 従事した期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
参 考 事 項	

※ □は、該当する事項に☑もしくは■（塗りつぶし）を行う。

災害廃棄物処理等実施報告書

山口県知事 ○○○○ 様

一般社団法人山口県産業廃棄物協会

会長 ○○○○ 印

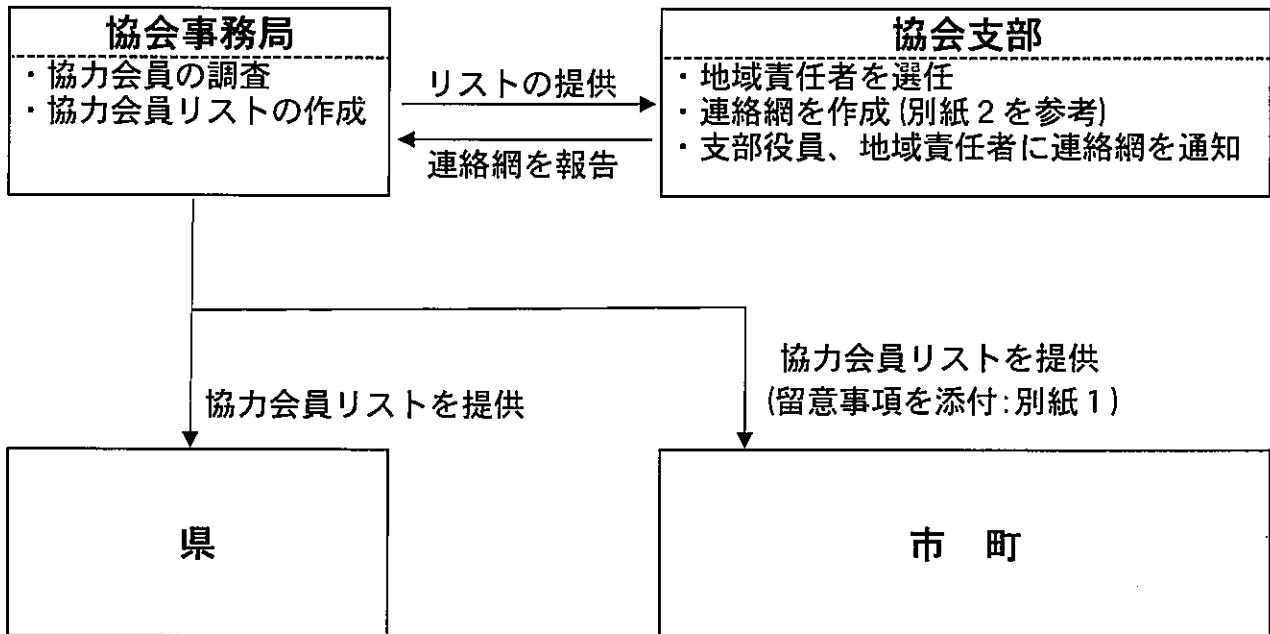
本協会の会員が災害廃棄物の処理等を実施しましたので、災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

項 目		内 容
担当責任者・連絡先		一般社団法人山口県産業廃棄物協会 担当責任者： 住所：山口市吉敷下東 1 - 3 - 2 4 山陽ビル吉敷第 2 電話：083-928-1938 FAX：083-928-6513
災害廃棄物処理等を実施した市町名		
災害廃棄物処理等の実施内容	処理等の内容	
	処理等に従事した人員、車両、その他の資機材	
	災害廃棄物処理等に従事した期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
そ の 他		

※整理番号

※は記入しないこと。

## 協力・連絡の体制



### 災害廃棄物の処理等

